

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- (1) (略)
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5)及び(6) (略)

第3条 (略)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる利用事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 (略)

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

- (1) (略)
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5)及び(6) (略)

第3条 (略)

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる利用事務及び市長\_\_\_\_\_が行う特定個人番号利用事務とする。

2 (略)

3 市長\_\_\_\_\_は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の\_\_\_\_\_情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条及び第6条 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1から3まで (略)	
4 市長	安芸高田市精神障害者医療費支給条例(令和3年安芸高田市条例第2号)による精神障害に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	利用事務	特定個人情報
1 市長	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		安芸高田市精神障害者医療費支給条例による精神障害に対する医療費の支給に関する情報(以下「精神障害医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 市長	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		精神障害医療費支給関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

第5条及び第6条 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1から3まで (略)	
4 市長	安芸高田市精神障害者医療費支給条例(令和3年安芸高田市条例第2号)による精神障害に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	利用事務	特定個人情報
1 市長	安芸高田市乳幼児等医療費支給条例による乳幼児等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		安芸高田市精神障害者医療費支給条例による精神障害に対する医療費の支給に関する情報(以下「精神障害医療費支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		精神障害医療費支給関係情報であって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの			て規則で定めるもの	
3 市長	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 精神障害医療費支給関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	3 市長	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 精神障害医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	安芸高田市精神障害者医療費支給条例による精神障害に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) ひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	4 市長	安芸高田市精神障害者医療費支給条例による精神障害に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(略) ひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの 国民年金法(昭和34年法律第141号)、			

		私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員	学校保健安全法に	市長	生活保護関係情報であ

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員 会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

会	よる医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの		いて規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの	支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		
4 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの			
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。